天童市農業再生協議会水田フル活用ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

(1) 主食用米

本市の水稲生産の状況を見てみると、気候風土に恵まれ、早くから水田の基盤整備に取り組んだこともあり、県内でも優良な米の生産地域となっている。10 a 当たりの収穫量は、県内で上位を占めており、一等米比率も高くなっている。品種別では、「はえぬき」が最も多く、次いで、「つや姫」、「ひとめぼれ」、「コシヒカリ」、「あきたこまち」、「ササニシキ」の順になっている。また、食の安全性などの消費者の多様なニーズに対応して、特別栽培米の生産も増えている。

一方、1戸当たりの水稲作付面積を見てみると、平成24年度の調査では、平均で70.7aと小規模になっている。作付け規模別でも、0.5ha以下の農家が63%、1ha以下が83%を占めているため、規模の拡大が課題になっている。また、10a当たりの米所得は、平成21年で33,793円となっており、平成15年と比べ6割減少し、農業経営は厳しい状況が続いている。このような中、農地の集積やコストの低減により、効率的な経営を確立することが重要となっている。

このため、直播の導入や農用地の集積による規模拡大を進めるとともに、施設や機械の共同利用、作業受委託組織の育成により、省力化、低コスト化を図っていく。また、消費者の多様なニーズに対応して、安全で品質の良い米の生産をより一層推進し、天童ブランドの確立を図る必要があることから、対策として、消費者の志向を的確に把握し、販路の拡大に努めていくことが重要となる。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

これまでは市内でも一部のみの取組みであったが、平成26年度からの水田活用交付金における飼料用米の数量払いが制度に盛り込まれたのに伴い、農業者の関心が大きくなってきている。また、生産調整を推進する作物として、平成27年度からは加工用米に代わり、作付けを推進していく。出荷先となる実需者とのマッチングについては、設立した協議会を活用して進める。

イ WCS 用稲

専用機械による収穫作業が必須となるため、取組み農家については毎年同じ顔ぶれとなっているのが現状である。

ウ加工用米

年々生産数量目標面積が減少している中、最も多く転作作物として取り組まれているのが加工用米である。主食用米と同様の生産工程であることや、水田の有効活用の面からも、本市で推進している作物の一つである。平成27年度からは需要の増加が見込めないため、加工用米の作付けはほぼ横ばいになる見込みである。

エ 備蓄米

取組みについては、加工用米と同様に産地交付金枠内での助成を行っているが、 入札時期が例年早いことなどから、加工用米と比べ取組み農家がほとんどいない のが現状である。

(3) 麦、大豆、飼料作物、 そば、なたね、 野菜

本市では、生産調整の取組みとして、果樹や野菜、花きなどの収益性の高い作物への転換を積極的に推進し、転作の定着化を図るとともに、麦や大豆、飼料作物などの生産振興と団地化に取り組んできた。その結果、水田の面積が減少する中、樹園地の面積が増大し、転作の定着化が図られてきている。

平成18年度の統計における果樹の収穫量を見てみると、西洋なしが県内第1位、 りんご、さくらんぼ、ももが第2位、ぶどうが第5位と、本市は県内でも有数の果樹 生産地域となっている。また、野菜についても、ねぎを中心に、青菜など転作だけで なく畑地としての作付けが多くみられる。

一方、麦、大豆、飼料作物については、品質を一定化するため、作付けの団地化と 品質の向上が課題となっている。特に、大豆、麦の生産量は、全国的に見て増加の 傾向にあり、産地間競争が激化することが予想されるため、より一層品質の向上を図 るとともに、地産地消の中で、消費を拡大していく必要がある。

そばについては、伝統食として広く親しまれ、消費者の健康志向から根強い需要がある。栽培期間が短く、栽培管理面でも比較的取り組みやすいことから、中山間地域等の転作作物として、県の推奨品種である「でわかおり」等の栽培を中心として、生産組織を組織して地域で栽培に取り組まれている。今後は中山間地域に限らず、推奨転作作物の一例として、地区毎の生産組織での取組みを支援し、団地化補助を行うことで、品質を向上させていく。

飼料作物については、畜産農家の自給飼料の安定確保という点から、作付けの団地化によるコストの低減を図るとともに、耕種農家と畜産農家との連携を深め、その活用を図ることが課題になっている。

2 作物ごとの取組方針

(1) 主食用米

ア 需要動向に対応した米の生産

- (ア)消費者の志向を的確に把握し、産地化を図る。
- (イ) 需要動向に応じた米の生産を進めるために、中長期的な品種構成を考慮し、 作付けの誘導を図る。
- (ウ)消費者の食品の安全性への関心の高まりに対応し、特別栽培米などの生産を 拡大する。

イ 省力化、低コスト化の推進

- (ア) 直播等の省力化栽培技術の導入を進める。
- (イ) コンバイン等の機械や、乾燥調整施設などの共同利用を促進する。
- (ウ) 農事組合法人などの生産組織や農作業受託組織を育成する。

ウ 栽培管理技術の向上

- (ア)消費者に信頼される産地を確立するため、栽培管理技術の向上を図り、1等 米比率を高める。
- (イ)優良種子の確保と栽培管理技術の向上により、良質米の生産をより一層推進する。

エ 環境にやさしい水田農業の推進と多面的機能の維持向上

(ア) 環境にやさしい水田農業を推進するため、エコファーマーなどの各種の認証 制度の取得を促進する。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

飼料用米については、さらに増加する生産調整に対応するため、中心となる転作作物の一つとして、産地交付金や市単独助成を設定するなど環境整備を行い、飼料用米の作付けを推進していく。そのため、出荷までの施設使用費用を助成することで、専用品種及び主食用米品種での飼料用米の取組みを推進する。また、担い手への農地集積など生産コストの低減につながる取組みを行っている農業者に対し助成を行うことで、飼料用米の生産についてのモチベーションを維持していく。専用品種による生産の促進については、種子の購入について情報提供を行うことで、農業者が専用種子を入手しやすいよう努める。

イ WCS 用稲

刈取り作業については、委託でもって行っているため、今後新規で取り組みたいと考えている農家に対し、刈取り作業の委託先を紹介するほか、需要先の仲介などを行い、取組み農家の増加を目指す。

ウ加工用米

加工用米については、年々増加の傾向にあり、需要先の確保が重要となっている。需要先については、天童市農業協同組合を代表とした米集荷業者から各県の需要者へ出荷されており、用途は米菓や工業用となっている。今後、需要の増加が見込めないことから、現在の契約数量を維持していけるよう、<u>複数年契約を積極的に推進していくことで</u>需要の安定化を図る。また、加工用米の販売価格下落に対する農業者の取組み意欲減退に対応するため、<u>担い手への農地集積など</u>生産コストの低減につながる取組みを行っている農業者に対し助成を行うことで、加工用米の生産についてのモチベーションを維持していく。

工 備蓄米

政府米として、主食用米と同程度の販売価格であることや、主食用米と同じ交付単価での補助金制度を行っていることを広く周知し、備蓄米取組み拡大への支援を行う。

(3) 麦、大豆、飼料作物

中・長期的な観点で本市の生産環境に適合する収益性の高い作物への転換を、推進する。また、麦、大豆、飼料作物など、土地利用型作物については、団地化を行うことで、面的な集積による作業の効率化と、品質の向上を図る。

ア麦

- (ア) 担い手農家や集落営農組織の取組みを進め、生産規模の拡大を図る。
- (イ) 契約栽培等の推進により、消費動向と結びついた生産を推進する。
- (ウ) 耕うんや播種、除草作業の機械化により、生産性の向上を図る。

イ 大豆

- (ア) 担い手農家や集落営農組織の取組みを進め、生産規模の拡大を図る。
- (イ) 地域特産品として確立できるよう、消費者の志向を勘案して導入品種を選定する。
- (ウ) 作付けの集団化と作業の機械化により、効率的な生産を推進する。
- (エ) 栽培管理技術を徹底し、良質で安定的な生産を進める。

ウ 飼料作物

- (ア) 畜産農家の需要拡大を図り、自給飼料の安定的確保につなげるため、作付けの団地化を図るとともに、優良品種の選定、成分分析等により、品質の向上及び栽培管理の徹底を図る。
- (イ) 耕種農家と畜産農家との連携を図り、家畜排せつ物による堆肥の利用を促進する。(『耕畜連携』)

(4) そば

- ア 集団化や担い手への集積、排水対策等生産性の向上に資する取組みを実施することで、安定生産を図る。
- イ 消費者の本物志向に対応し、より一層品質の向上を図る。
- ウ 地産地消の活動の中で消費の拡大を図る。

(5) 野菜・その他作物

生産性の高い水田農業を確立するため、適地適作を基本として、転作作物の定着化を図る。

ア野菜

- (ア) 野菜については、競争力のある産地形成を図るため、ねぎの栽培面積の拡大により、安定した生産量を確保する。
- (イ) にら・たらの芽・アスパラガス・行者にんにく・わらび・みょうがについては、地域振興作物として野菜の中でも特に地域性に合う作物として、今後も 取組みを推進していく。
- (ウ) 施設栽培の導入により、安定的で収益性の高い生産を推進する。
- (エ) 生産者組織を強化することにより、栽培技術を高め、産地化を推進する。
- (オ) 果樹や野菜などについては、転作の定着化にも結びつくことから、今後もより一層推進する。
- (カ) 転作作物の定着化を図るため、水田畑地化の条件整備を促進する。
- (キ) 永久に畑地化する農地では、土地利用型作物を中心とした輪作体系を確立する。

イ 果樹

- (ア) りんごについては、早生、中生、晩生の構成を考慮した品種の導入を進める。
- (イ) 西洋なしについては、本市の特産品であるため、需要に対応できる安定的な 生産を進めるとともに、品質の向上を図る。
- (ウ) おうとう、もも、ぶどうについては、優良品種を導入し、より一層産地の確立を図る。
- (エ) 年間を通した作業体系を考慮し、プルーン、プラムなどの新たな品種の導入を 図る。

ウ 花き

- (ア) 花きについては、気象条件や土地条件を生かした品目を導入する。 景観作物
- (イ) 景観作物の導入や水張り水田により、水田の多面的機能の維持向上を図る。

(6) 不作付地の解消

農地の集積については、農家の理解を得ながら、関係機関が一体となって地域ごとに策定される『人・農地プラン』の見直しを支援していく。その際、規模拡大に意欲的な担い手農家へ、耕作放棄地等の情報を随時提供していく。同時に、農地の利用集積の推進により担い手農家に農地が集積されたとしても、その農地が小区画で広範囲に分散している場合には、作業効率の向上や生産コスト低減に結びつかない場合があるため、農地の連坦性を高め、面的集積をより一層進めていく。また、農地中間管理機構の極的な活用を促すことで、耕作に手が回らない農地の集積を図り、不作付地の発生を予防する。

なお、不作付地については、次の取組みを実施することで増加させないことを 第一の目標とし、農業委員会と連携して解消に取り組む。

ア 担い手の確保・育成

- (ア)水田農業を維持するため、認定農家などの意欲ある担い手を確保・育成する。
- (イ) 個別営農ではカバーできない地域においては、地域の合意形成を進め、集落 営農組織育成を図り、農村社会の機能維持を図る。
- (ウ) 農事組合法人等の生産組織や作業受託組織など、集落営農に重要な役割を果たす組織を育成する。
- (エ) 農作業機械や施設の共同利用を進めることにより、過剰投資を防ぎ、生産費の低減と効率的な営農体系の確立を図る。

イ 農地の集積による経営基盤の確立

- (ア)農家を対象として農地流動化の調査を実施し、基礎資料として活用することにより、農地の流動化をより一層推進する。
- (イ) 関係機関や団体が保有する農地の情報を共有し、互いに連携を深めることにより、農地の集積と連坦性を高める。
- (ウ) 認定農業者農地流動化事業などの活用により、担い手農家への農地の集積を 図る。
- (エ) 兼業農家も含めた農地の有効利用を進めるため、集落ぐるみの農用地利用の 調整活動(『人・農地プラン』) を支援する。
- (オ) 農作業受託組織を育成するとともに、集落組織と連携を取りながら、農作業の受委託を促進する。(『農地中間管理機構』との連携)

3 作物ごとの作付予定面積

作物		平成 25 年度の作付面積	平成 27 年度の作付予定面積	平成 28 年度の目標作付面積	
		(ha)	(ha)	(ha)	
主食用米		1, 113.4	1, 041. 0	1, 000.0	
内	酒造好適米	0. 9	2. 4	3. 0	
飼料	4月米	11.6	81.2	121.0	
米料		0	0	0	
WCS	5 用稲	3. 0	3. 0	3. 5	
加工用米		69.2	105.6	110.5	
備蓄米		1. 8	4. 0	5. 0	
麦		8. 3	11.2	12.0	

51.5	49.9	55.0
42.6	40.0	40.0
46.8	49.5	54.4
0	0	0
14.1	13.0	13.5
0 0	4. 0	4. 2
2. 8		
3. 8	4. 5	5. 0
5.5.6	5.2 5	5 5. 0
5 5. b	55.5	55. 0
2 2 7. 5	2 2 3. 0	2 2 5. 0
8. 0	8. 0	8. 5
	4 2. 6 4 6. 8 0 1 4. 1 2. 8 3. 8 5 5. 6 2 2 7. 5	42.6 40.0 46.8 49.5 0 0 14.1 13.0 2.8 4.0 3.8 4.5 55.6 53.5 227.5 223.0

4 平成28年度に向けた取組及び目標

取組	対象作物	取組	分類	指標	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
番号	713K1F10	4×小丘	*	1日/示	(現状値)	(予定)	(目標値)
1	大豆	団地化による生産	1	団地化面積	21.4	22.0	25.0
1		性向上の取組					
1	麦	団地化による生産	7	団地化面積	1. 7	2. 2	3. 0
1		性向上の取組					
1	そば	団地化による生産	イ	団地化面積	8. 0	9. 0	13.5
1		性向上の取組					
2	そば	生産性向上の取組	ア	実施面積	40.2	42.0	54.4
	CYA	工定压的工业机		八旭山東	1 0 . 2	12. 0	0 1. 1
3	加工用米	生産性向上の取組	1	実施面積	69.2	100.0	110.5
		工注压的工业机					
4	飼料用米	施設利用による生	7	実施面積	11.6	40.0	43.4
4		産推進の取組	<u> </u>				
5	飼料用米	生産性向上等の取	ア	<u>ア</u> 実施面積	11.6	40.0	43.4
3		組	<u>/</u>				

- ※「分類」欄については、要綱(別紙11)の2(5)のア、イ、ウのいずれに該当するか記入して下さい。 (複数該当する場合には、ア、イ、ウのうち主たる取組に該当するものをいずれか1つ記入して下さい。)
 - ア 農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組
 - イ 生産性向上等、低コスト化に取り組む作物生産の取組
 - ウ 地域特産品など、ニーズの高い産品の産地化を図るための取組を行いながら付加価値の高い作物 を生産する取組

【参考】

担い手の育成・確保に向けた取組及び目標

(1) 認定農業者・集落営農・認定新規就農者数の現状と目標

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	(現状値)	(見込み)	(見込み)	(目標値)
認定農業者	271	272	273	2 7 5
集落営農	1	1	1	1
認定新規就農者	9	1 2	2 0	2 5

- (2) 認定農業者・集落営農・認定新規就農者の育成・確保に向けた取組方針
 - ・収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)及び経営所得安定対策における数量払い について、非加入者へ制度の周知を図るとともに、加入要件である認定農業者 について、個別相談等を行い積極的に認定を促す。
 - ・市で設定した認定要件を満たさない農業者については、地域での話合いのもと、 集落営農組織の検討を進める。
 - ・新たに農業を取組む就農者について、青年就農の計画作成に係る助言・指導を 行い、認定新規就農者の認定を推進する。

5 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり